

平成20年9月25日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職業病認定対策室長

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針における
業務による出来事の心理的負荷の強度の修正等について

標記については、平成11年9月14日付け基発第544号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、「精神障害等の労災認定に係る検討会報告書」における「長時間労働は、一般に精神障害の準備状態を形成する要因となっている可能性があることから、出来事の程度の評価に当たって、特に常態的な長時間労働が背景として認められる場合、出来事自体のストレス強度は、より強く評価される必要がある。」及び「出来事へ対処するため発生する長時間労働、休日労働等も心身の疲労を増加させ、ストレス対応能力を低下させる意味で重要となる。」との知見を踏まえ、業務による出来事の心理的負荷の強度を修正等することとされているところであるが、業務指導等において、恒常的長時間労働が明らかであるにもかかわらず、業務による出来事の心理的負荷の強度の修正等が適切になされていないと判断される事案が散見される場所である。

については、これが運用に当たっては、下記の取扱いに留意されたい。

記

1 「出来事の平均的な心理的負荷の強度の修正」

出来事前における恒常的長時間労働については、各種調査結果を踏まえると、

1 か月平均の時間外労働時間がおおむね100時間を超えるような状態はこれに該当すると考えられるところであるので、かかる場合には、業務による出来事の心理的負荷の強度が適切に修正されるよう留意されたい。

2 「出来事に伴う変化等による心理的負荷の評価」における「仕事の量（労働時間等）の変化」

出来事後における変化等の総合評価を行うに際し、判断指針別表1の(3)の欄によって「特に過重であると認められるとき」（「特に過重」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難であり、恒常的な長時間労働が認められ、かつ過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状況が認められる状態をいう。）における恒常的な長時間労働についても、上記1と同様の時間数を目安として差し支えないこと。

なお、出来事後における変化等の総合評価を行うに際し、判断指針別表1の(3)の欄によって「相当程度過重であると認められるとき」（「相当程度過重」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難であり、業務量も過大である等が認められる状態をいう。）の評価については、労働時間を含めた仕事の量・質、責任の変化、支援・協力等の有無など多方面から検討して総合的に判断することとされたい。